様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年　11月13日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃいしかわぎけん  一般事業主の氏名又は名称　　　　　　株式会社石川技研  （ふりがな） いしかわ　とおる  （法人の場合）代表者の氏名 　　　　石川　徹  住所　〒300-4216　茨城県つくば市漆所614－1  法人番号　5050001032974  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取組 | | 公表日 | 2024年　11月　13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：Webサイト  公表場所：https://ishikawagiken.co.jp/  のトップメニュー「DXの取組」でビジョン、ビジネスモデルについて公表  https://ishikawagiken.co.jp/dx | | 記載内容抜粋 | １－１．デジタル技術が社会や自社の競争環境にもたらす影響  データやデジタル技術を使用した価値創造を目指して、機械加工の技術集団としてのプライドを持ち、顧客の悩みを解決することで競争優位性を高める。  １－２．経営ビジョン  当社は、機械加工によるモノづくりにおける生産性向上を図ることで、顧客満足度を追求したQCD管理の徹底によって、地域経済の活性化に貢献することを目標とする。  １－３．ビジネスモデル  ステークホルダとの良好な関係構築を図り、顧客の悩み事を解決するために、ITによるデータ活用によって実現することでコアコンピタンスの磨き上げを行う。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 臨時株主総会の決議による承認の上、上記内容を公開。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取組 | | 公表日 | 2024年　11月　13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：Webサイト  公表場所：https://ishikawagiken.co.jp/  のトップメニュー「DXの取組」でDX推進の具体的方策について公表  https://ishikawagiken.co.jp/dx | | 記載内容抜粋 | ２－１．経営ビジョンやビジネスモデルを実現するための戦略  ・組織力の向上  会社のミション、ビジョン、バリューの従業員浸透を図るための従業員教育。  生産性向上を図るためのリスキリング、OJTによる技術の伝承を図る。  ・生産性向上  新人教育として、マシニングセンタ、NC旋盤などの機械加工のためにCADを使ったマシンプログラム作成スキル向上。熟練工には機械の前でプログラミングスキルを学習することで更なる生産性の向上を図る。また、営業力の強化により、新規受注獲得のための製販一体のITを使った生産性向上を図る。  ２－２．データ技術を用いたデータ活用の方法  ・組織力の向上  紙のドキュメントを電子化し、dropboxなどのアプリを使い、クラウド上に格納し、５Sの徹底を図って、ドキュメントのメンテナンスをすることで、情報の一元性と技術の伝承を図り、組織力向上を図る。  ・生産性向上  新人教育として、マシニングセンタ、NC旋盤などの機械加工のために、ADMACなどのCADを使ったマシンプログラム作成スキル向上させる。また、機械の段取り時間を低減するために段取りの方法をメモ書きしたドキュメントをクラウド上に格納し、作業者の作業標準を図り、ボトルネック工程の削減と、内段取りの外段取りを図ることで生産性向上を図る。新規受注獲得のための製販一体のITを使ったSFAの導入、生産管理システムの導入を図り、見える化を行うことでQCD管理の徹底により生産性向上を図る。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 臨時株主総会の決議による承認の上、上記内容を公開。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：Webサイト  公表場所：https://ishikawagiken.co.jp/  のトップメニュー「DXの取組」でDX推進体制について公表  https://ishikawagiken.co.jp/dx | | 記載内容抜粋 | ２－１－１．戦略を推進するための体制・組織  社長（石川徹）─石川広輝（制作部長）･･･部門長  　　┗─星野晃広（管理部主任）･･･DX推進責任者のIT化の補助  戦略の推進は社長自らリーダシップを発揮し、営業、ステークホルダマネジメントを行いDX推進責任者となる。制作部長は、生産管理の責任を社長より委任され実行する。また、管理部主任は、社長よりDX化におけるIT化に関する実行権限を委譲されている。  ２－１－２．DX戦略の推進に必要な人材の育成・確保  社外のITコーディネータなどの専門家との関係構築・協業しながら、社員のITスキル向上やセキュリティに関する知識向上を図ることで戦略の推進に必要な人材の育成・確保をしていく。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：Webサイトサイト  公表場所：https://ishikawagiken.co.jp/  のトップメニュー「DXの取組」でDX推進の環境整備の具体的方策について公表  https://ishikawagiken.co.jp/dx | | 記載内容抜粋 | ２－２－１．ITシステム・デジタル技術活用環境の整備に向けた具体的方策  得意先、仕入先などのステークホルダとの受発注情報のペーパレス化を推進するために、相手先交渉を行いながら、Eメールでの情報のやり取りを履歴管理できる環境の構築を推進している。  これらの戦略を推進するために必要となる、ITシステム・デジタル技術活用環境の整備に向けた方策は、プロジェクトマネジメントに関する知識体系ガイドであるPMBOK並びにITサービスマネジメントの業界標準であるITILをもとにして、技術・標準・アーキテクチャ、運用、投資計画等を明確にし、ステークホルダに示していく。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取組 | | 公表日 | 2024年　11月　13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：Webサイトサイト  公表場所：https://ishikawagiken.co.jp/  のトップメニュー「DXの取組」でDX推進の指標について公表  https://ishikawagiken.co.jp/dx | | 記載内容抜粋 | ３－１．デジタル技術を活用する戦略の達成度を測る指標  ①スループット（限界利益＝売上ー変動費）  ②在庫（変動費＝原材料・仕掛品・製品の在庫品に含まれる材料の購入金額）  ③業務費用（固定費＝減価償却費、光熱費、労務費など）  ④利益＝限界利益－固定費  ⑤顧客別利益管理 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　11月　13日 | | 発信方法 | 公表方法：Webサイトサイト  公表場所：https://ishikawagiken.co.jp/  のトップメニュー「DXの取組」で実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等について公表  https://ishikawagiken.co.jp/dx | | 発信内容 | 私（石川徹）は、DXで収益向上を達成するために、下記の8つの指針をもとに自らリーダシップを発揮してDXの推進を行う。  1．トップダウンの変革：トップダウンで一斉に変革を進める必要があります。小規模に始めるのではなく、全体最適を意識して一気に実施して成功事例を定着させることが重要である。  ２．行動指針の提供：経営者はビジョンや戦略を示すだけでなく、社員が新しい働き方に順応できるように行動指針を提供する必要がある。  ３．グローバルな事例の参照：競争領域では国内の同業他社事例に頼るのではなく、異業種やグローバルな事例を参考にデジタル化戦略を定めることが重要である。  ４．継続的な変革：顧客や市場の反応に合わせて変革を継続しなければなりません。立ち止まることは競合他社との差を広げることになる。  ５．顧客志向の徹底：DXにおける競争優位性は顧客志向にあり、顧客行動をデータでどれだけ可視化できるかが重要である。  ６．組織レベルでの強み：個人の強みに頼るのではなく、組織レベルでデータを広範囲に共有・活用することが競争優位性を発揮するポイントである。  ７．エコシステムの構築：当社の強みを外部に発信し、顧客や他社とつながるエコシステムに組み込まれることで持続的な成長が期待できる。  ８．他社サービスの協調利用：他社サービスを競争領域と見なさず、協調領域として積極的に活用する。  署名　株式会社石川技研　代表取締役　石川徹 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月頃　～継続実施中 | | 実施内容 | 実施内容：DX推進指標自己診断フォーマット提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月頃　～継続実施中 | | 実施内容 | 実施内容：「SECURITY ACTION（二つ星）」 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。